都市計画マスタープラン改定スケジュール（案）

令和4年11月16日差替え

参考資料3

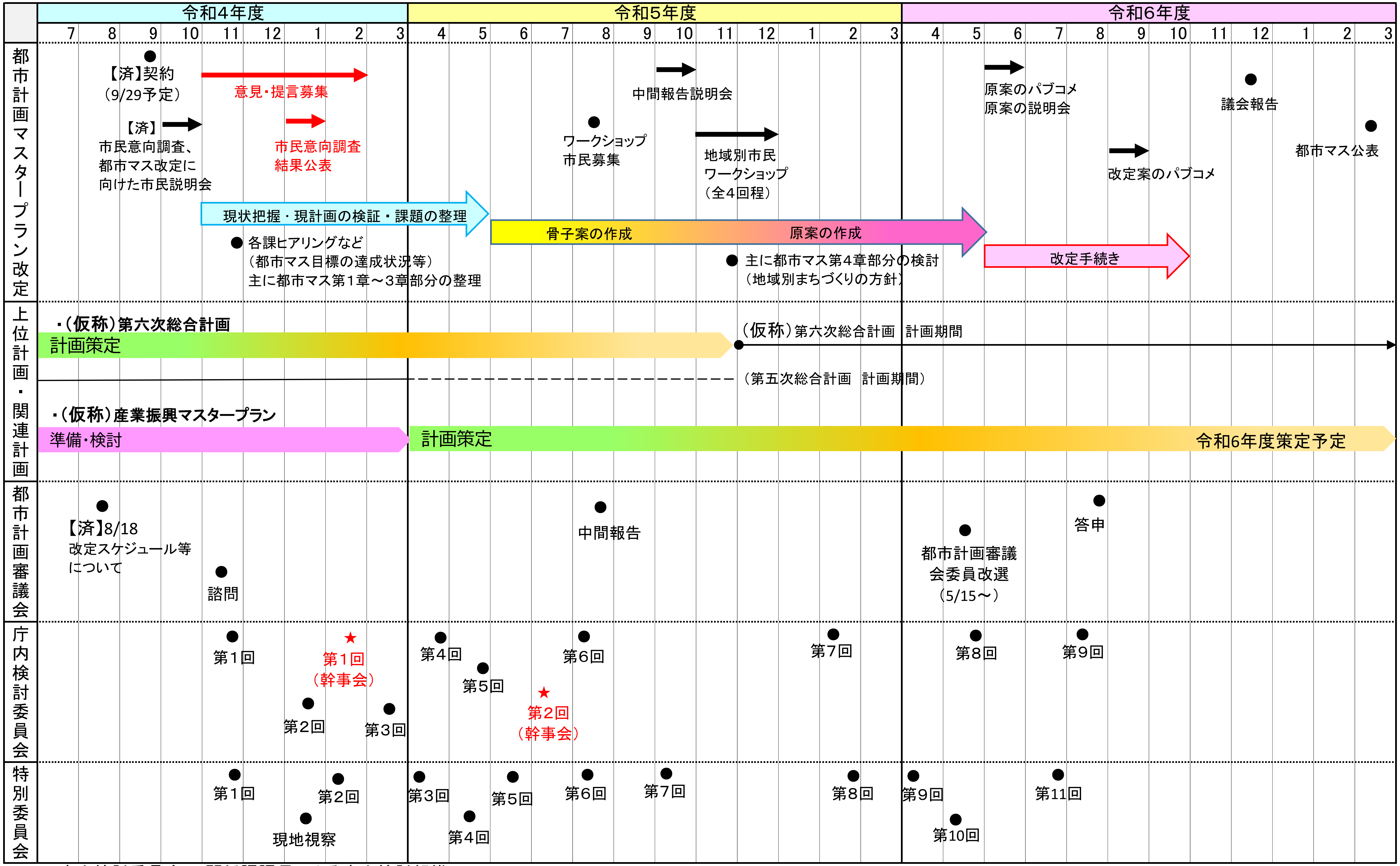

※庁内検討委員会　　関係課課長による庁内検討組織。

※特別委員会　　　　都市計画審議会の特別委員会（庁外検討組織）。都市計画審議会委員の一部及び街づくり審査会委員の一部から構成される。
※特別委員会については都市計画審議会運営規則第19条に基づく。